

吉賀町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年4月

吉賀町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年10月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「吉賀町通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議（仮称）の設置

関係機関の連携を図るため、次の者を構成員とする「吉賀町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議の構成員で検討し策定しました。

- ◎ 吉賀町教育委員会教育次長
- 吉賀町総務課長
- 津和野警察署交通課長
- 島根県津和野土木事業所維持課長
- 吉賀町建設水道課長
- 小学校及び中学校代表
- P T A代表

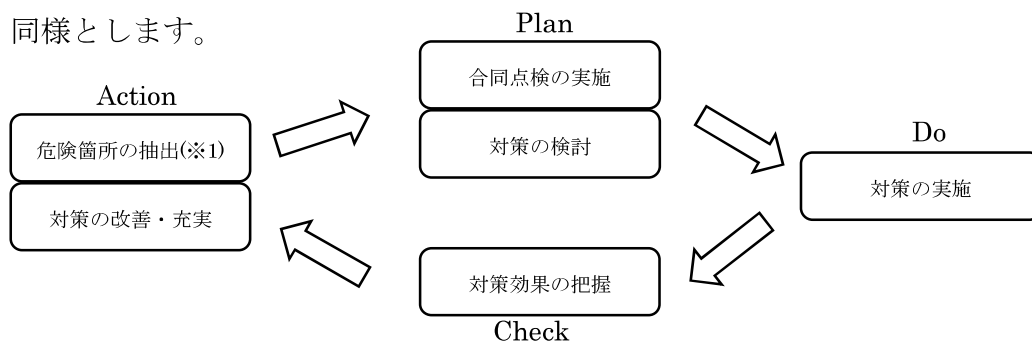
※◎：会長、●：副会長

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。なお、合同点検を実施せずに対策を検討する場合も同様とします。



(2) 危険箇所の抽出 (※1)

毎年、小学校・中学校ごとに危険箇所の抽出を行います。

(3) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

吉賀町内の小学校・中学校ごとに、それぞれ年に1回、合同点検を実施します。実施時期は各学校で判断し決定します。

ただし、各学校で必要がないと認められる年は、合同点検を次年度以降の対応とすることができます。

○合同点検の体制

小学校・中学校ごとに教育委員会、警察、道路管理者、学校、保護者等が参加する合同点検を行います。

(4) 対策の検討

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに防護柵設置や路面標示のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか、児童生徒や地域住民へアンケート調査などを実施し、対策実施後の効果について把握します。

(7) 対策の改善・充実

合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 危険箇所に関する情報共有

小学校・中学校ごとの点検結果や対策内容等については、関係者間で認識を共有するために、別添①通学路の危険箇所対策一覧表、②通学路の危険箇所

所票、③通学路対策箇所図を作成し、次の資料について公表します。

【公表資料】

別添① 通学路の危険箇所対策一覧表

別添③ 通学路対策箇所図

5. その他

合同点検を実施せずに対策を検討する場合についても、上記3.(3)を除いた同様な取組を実施します。